

大谷石 利用促進 補助金

ぜひ大谷石をご活用ください！

お部屋や事務所・店舗に

補助対象期間

2026年 4月1日(火) \gg 2027年 3月31日(木)

※対象石工事について、2026年4月1日以降に申請・着工し、2027年3月31日までに完了・請求するもの

申請対象者

- ①補助対象となる建物を所有または賃借している（所有又は賃借する予定がある方を含む）個人及び法人
 - ②市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税など）を滞納していないこと
- ※当該工事において、別途国、県の補助金等の交付を受ける方は対象外となります。

補助要件等

建物種類	補助要件	補助金額
居宅	内外装の材料として大谷石を5㎡以上利用した場合	補助対象経費の10分の3（10万円を上限とする）。ただし外壁として5㎡以上利用した場合は上限を15万円とする。補助対象経費は大谷石を利用した際に要する経費（1㎡当たり工事単価は60,000円以下。ただし、仕上げ加工石の使用部分については1㎡あたり72,000円以下）
事務所・店舗 店舗併用住宅	内外装の材料として大谷石を10㎡以上利用した場合	補助対象経費の10分の3（10万円を上限とする）。ただし外壁として5㎡以上利用した場合は上限を15万円とする。補助対象経費は大谷石を利用した際に要する経費（1㎡当たり工事単価は60,000円以下。ただし、仕上げ加工石の使用部分については1㎡あたり72,000円以下）

<問い合わせ>

〒320-8540 宇都宮市 観光MICE推進課 大谷振興室
宇都宮市旭1-1-5 TEL.028-632-2455 u400018005city.utsunomiya.tochigi.jp



▲申請書はこちら